

日額旅費支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年9月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

日額旅費支給規程の一部を改正する訓令

日額旅費支給規程（昭和37年岩手県訓令第30号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
別表第3（第2条関係）					別表第3（第2条関係）				
区分		日額		摘要	区分		日額		摘要
[略]					[略]				
能力開発 発研修 及び専門 研修	宿泊 する 場合	公用の宿 泊施設そ の他これ に準ずる 宿泊施設	エスポワ ールいわて	<u>10,200円</u>	能力開 発研修 及び専門 研修	宿泊 する 場合	公用の宿 泊施設そ の他これ に準ずる 宿泊施設	エスポワ ールいわて	<u>10,350円</u>
			清温荘	<u>10,000円</u>				清温荘	<u>10,150円</u>
			[略]					[略]	
			国立岩手山 青少年交流 の家	<u>3,500円</u>				国立岩手山 青少年交流 の家	<u>3,550円</u>
			[略]					[略]	
[略]					[略]				
備考 改正部分は、下線の部分である。									

附 則

- この訓令は、令和元年10月1日から施行する。
- この訓令による改正後の日額旅費支給規程別表第3の規定は、この訓令の施行の日以後に出発する旅行及び同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分及び同日前に完了した旅行については、なお従前の例による。